

(意見1)

- (1) ①「本準備書」第5部「環境影響評価の項目並びに環境現況の調査、環境影響の予測及び評価の手法」(5頁)全般及び
- ②「本準備書」第5部第2章第3節「1.景観」(5.2,3-1~-2頁)及び
- ③第8期管理型最終処分場建設事業に係る環境影響評価準備書(以下「本準備書」という)第8部「1.準備書関係地域の範囲」(8-1頁)及び
- ④「本準備書」第4部「方法書についての住民・関係市町長・知事の意見及びその意見についての事業者の見解」(4.1~4.3頁)

以上4項目について

(意見)

方法書に係る意見書でも指摘したが、準備書関係地域の範囲の算出は、環境省の定める「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成18年9月4日公布)に基づき、また、知事意見にあるとおり、既存の事業を含めて適正に算出し、設定すること。なお、これにより行政区域をまたぐ場合は、他県自治体や住民からのこのような指摘、申し出の有無に関わらず、事業者自らが先んじて然るべき手続きをとること。

(意見の理由)

④の、方法書についての住民・関係市町長・知事の意見及びその意見についての事業者の見解では、当方が指摘した『廃棄物処理施設生活環境影響調査指針』(平成18年9月 環境省)に基づく関係地域の範囲の算出について、事業者は、「本方法書の範囲の算出にあたっては、環境省の定める『廃棄物処理施設生活環境影響調査指針』(平成18年9月 環境省)等に基づいて選定しております。」との見解を示しているが、方法書においても、また本準備書においても、それに基づく算出式などの証左はおろか、その指針名称の記述も見当たらない。これは一体どういうことか。その場凌ぎに虚偽の回答を示したのであれば由々しき問題であるし、またそもそも、その証左も示されないままの方法書を承認した三重県知事や伊賀市長にも重大な責任があるが、今回の事業者への意見書とは無関係であることから、これについては場所をあらためることとする。したがって、まず、方法書に係る意見書においてその旨の指摘を受け、それを自ら認める回答をしているのだから、その証左である算出式を示されたい。

本来ならその上で今回の準備書の手続きに進むべきである。

また、方法書に係る当方の意見への事業者の見解では、「本事業は最終処分場増設計画であり、焼却施設のような大規模煙突を有する施設はございません。」とのことであるが、知事意見では、冒頭の「総括的事項」において、「1 本事業は、既存の管理型最終処分場を増設する計画であることから、環境影響評価の実施にあたっては、既存の事業を含め、環境への影響が最大となる時期等、予測が適切であると認められる時期と期間を選定すること。」とある以上、既存の事業、つまり操業当初からの全ての施設、事業区域を対象とした環境影響評価を実施されたい。

すなわち、既存の複数の大規模煙突や排水設備から排出される化学物質ごとの最大着地濃度を、管轄省庁である環境省が定める『廃棄物処理施設生活環境影響調査指針』にあるそれぞれの算出式に基づき、適正に算出した上で、準備書関係地域の範囲を設定されたい。

なお、③の「1.準備書関係地域の範囲」(8-1頁)には、『面整備事業環境影響評価技術マニュアル [1] (面整備事業環境影響評価研究会編 平成11年11月)』というものに基づき影響範囲を設定したとのことであるが、本事業の主務省庁は環境省であるにもかかわらず、敢えて環境省の定める指針『廃棄物処理施設生活環境影響調査指針』(平成18年9月 環境省) (地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく大臣からの助言に該当)を、まして直接の該当施設であるのにこれに従わず、主務官庁でない旧建設省(現 国土交通省)所管(建設省令)事業を対象とした『面整備事業環境影響評価技術マニュアル [1] (面整備事業環境影響評価研究会編 平成11年11月)』に従うのは何故か?環境省指針に従うと何か都合の悪い事でもあるのか?無いのなら当然主務官庁の指針に従うべきである。この部分については非常に疑義が残るところであるから、明確な根拠を示されたい。

(見 解 1)

本事業は、三重県環境影響評価条例の手続きに従い、方法書及び準備書を作成しております。

準備書関係地域の範囲の設定にあたっては、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(以下、マニュアルと略す)と「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(以下、指針と略す)の調査対象地域等の基本的な考え方は概ね同じです。さらにマニュアルには、指針に記載されていない項目(動植物、生態系、景観等)や工事中の影響が含まれていることから、マニュアルを採用致しました。

ご指摘の指針には、焼却施設、最終処分場及びその他の処理施設の調査手法が記載されています。最終処分場には、「管理型」、「安定型」及び「遮断型」の3つの種類に分けられ、それぞれの施設毎に影響要因と調査項目が挙げられています。

今回の事業は、管理型最終処分場の増設事業であり、指針3-1頁の調査項目には、大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水が対象となります。

大気質、騒音、振動及び悪臭の調査対象地域は、事業実施区域周辺の人家等の位置を考慮し、水質については、放流水の影響が一定程度以上の影響を及ぼすと想定される範囲を考慮して設定することと示されています。地下水については、地下水の流れの変化により地下水位に影響を及ぼす可能性のある範囲と示されています。

本環境影響評価にあたっては、これらの内容も包括し、現地調査地点及び予測評価を実施しております。

既存施設の影響については、現在埋立中の第7期管理型最終処分場を含めた事業所全体をバックグラウンドとして把握できるよう現地調査を実施致しました。

新たに増設する第8期管理型最終処分場の影響については、工事中では環境影響が最大となる時期または期間を設定し、予測・評価を実施致しました。また、工事は第1期及び第2期工事に分けて実施することから、第2期工事については、第1期供用後の影響も考慮致しました。施設の供用後は、施設が定常稼働となる時期を設定し、予測・評価を実施致しました。

(意見2)

(2)「本準備書」第2部 第5章「対象事業に係る許認可等の種類及び内容」(2.5-1頁)について

(意見)

本頁に記載の項目の上から1番目の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第8条第1項及び第15条第1項の許可、及び上から6番目にある「農業振興地域の整備に関する法律」第7条第1項の、農業振興地域内農用地区の指定解除は、手続き上に不備がある。

(意見の理由)

当方は地元区民であり、隣接地所有者でもあるが、これまで、事業者から詳細な図面を一度も見せられた事がないので、はっきりとは断定できないが、準備書にある図面から推察すると、『三重県産業廃棄物処理指導要綱(H10.6.5制定(H25.4.1~))第8条(隣接地所有者等の同意)の1の(1)隣接地(計画地の敷地境界からおおむね20メートル以内)の土地所有者及び現に土地権利を有する者』に該当すると思われる。しかしながら、『第8条(隣接地所有者等の同意)の1の(2)次に定める範囲内に居住する者(世帯主)及び事務所、店舗等の代表者又は責任者の総数の5分の4以上のもの』については平成29年10月16日に事業者が同意の依頼に訪れた(同意はしなかった)が、前者についての同意依頼はこれまで一切無い。つまり、当然同意もしていない。したがってこの時点で、処理施設設置の条件を満たしていない。この状況は、当方だけでなく、複数戸あるように思います。

また、「農業振興地域の整備に関する法律」第7条第1項の、農業振興地域内農用地区の指定解除に必要な、土地改良区の同意についても、当方は、組合員であるが、何らそのような議事が諮られたことが一度も無いため、おそらく役員だけの独断で同意したと思われ、その効力を有しない可能性がある。ただし法律上、土地改良区役員に自動的に委任権が付されているのならばこの限りではありません。

(見 解 2)

本事業に関しましては「三重県産業廃棄物処理指導要綱」に基づき、事業内容を個別に説明し、事業実施区域からおおむね20m以内の方々の同意を頂いており、指導要綱の条件を満たしております。また、事業実施区域から1,000m圏内においても80%以上の方々の同意を頂いております。

同意を頂けなかった方々に対しても継続して廃棄物処理事業にご理解を頂けるよう努力して参ります。

「農業振興地域の整備に関する法律」については、定められた内容で手続きしております。

(意見3)

(3)「本準備書」第2部 第2章「対象事業の目的及び必要性」(2.2-1頁)について

(意見)

これだけを見ると一見素晴らしく見えるが、実情は全く異なっている。以前から忠告しているが、もっと清廉潔白で誠実な事業運営をされたい。その上で初めて、地元住民との信頼関係が生まれる。

(意見の理由)

2.2-1頁の上から9行目の「地域の方々にご理解をいただき…」や、16行目の「地域の方々のご理解を頂きながら…」、そして19行目の「…最も重要である地域の方々との合意形成を持続的に進めるため、地域の方々とのふれあいを大切にし、地域行事への積極的な参加、情報公開を推進する等安心安全を提供できるよう取り組んでいる。」とあるが、実情は、

- 「中央開発の社員がぞろぞろ村の夏祭りに来て(共催者として)、村の祭りか中央開発の祭りかわからんわ…」
- 「毎晩毎晩仕事で疲れてるのに、地元同意の印鑑やら田んぼの明け渡しを求めに来られてもうしんどい…どうしよう…」
- 「ハンコ押さへんだら、村八分喰らうやろか…どうしよう…」

という同じような相談が、当方のところに複数ありました。

また、当方には事業者側役員から直接、

- 「従弟の頼みでもハンコ押せへんのか?! それやったら小作してる田んぼ返せ!」

や、区の役員からは、事業者に関連する議論の中で、

- 小場(村の小地区のこと)から出ていけ!!

などもありました。

また、今回の事業計画で考慮した事項として、以下の箇条書きがあるが、

- ① 既存管理型最終処分場隣接地での事業継続。
- ② 技術的、経済的に持続可能な事業であること。
- ③ 周辺環境への影響を可能な限り低減できるものであること。
- ④ 適切な情報公開を行うこと。

①については、そもそも今回の第8期最終処分場増設に関する地元区民への説明で、今回が最後の増設だと事業者側役員を兼ねる区民が同席した上で区民に対して述べ、しかも反対意見を表裏一体化(現在は事業者側役員と地元区役員の兼任者さえもいる)した地元区執行部が封殺した上で、区として増設を了承する旨の事後報告のみでした。

したがって、大半の地元区民は、公に意見を聞かれておらず、また、同意書の押印も、袋叩きや村八分を恐れてのものである事が誰の目にも明らかだからです。

また、②についても、地元区民を押し退け、農地を転用するやり方は、甚だ持続可能とは言えません。

その他、本準備書に関して意見はまだありますが、1, 3, 5ページにも及ぶ準備書をくまなく見ては、仕事の時間が全く無くなってしまいますので、時間の都合で今回はここまでとさせていただきます。

(見 解 3)

弊社としては、手続きに則り、地域の方々に事業及び環境影響評価に関する説明をさせて頂いております。

環境影響評価準備書に関する説明会は、以下の日時で開催させて頂きました。

- ・平成 30 年 7 月 8 日 (日) 予野多目的ホール 桜の里「和 (なごみ)」

説明会開催の旨は、縦覧開始日の 6 月 29 日 (金) の新聞朝刊 5 紙 (朝日、読売、中日、毎日、伊勢) に掲載させて頂きました。

また、説明会での様々なご意見を参考とし、本事業にご理解が得られるよう引き続きコミュニケーションを取りながら、地域の方々と信頼関係を築いて参ります。

なお、地元自治会の運営に関することは、弊社が回答する立場ではありません。